

議案等の概要と審議結果

○=賛成 ×=反対 平成24年5月30日議決

案名	概要	議員別												結果		
		自民	公明	民社	共産	ネみ	無区	創新	みん	無	共生	杉ク	自ク			
委員会・議員提出議案	障害者総合支援法案に「骨格提言」を最大限反映させることを求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(議員提出議案第3号)	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	可決
	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(議員提出議案第4号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	議決不要
議会構成等	議長辞職の件	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	許可
	杉並区議会議長選挙について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選挙
	副議長辞職の件	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	許可
	杉並区議会副議長選挙について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選挙
	常任委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	特別委員会の廃止及び設置並びに所管事項等変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	可決
	特別委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
区長提出議案	杉並区監査委員(議員)の選任の同意について	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	同意
	杉並区監査委員(議員)の選任の同意について	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	同意

議員別の表決結果は、杉並区議会ホームページの「議案一覧」でご覧いただけます。
 (党派名・構成人数)
 自民/杉並区議会自由民主党(13人)、公明/杉並区議会公明党(8人)、民社/民主・社民クラブ(7人)、共産/日本共産党杉並区議団(6人)、ネみ/生活者ネット・みどりの未来(5人)、無区/無所属区民派(2人)、創新/創新(2人)、みん/みんなの党杉並(1人)、無/無所属(1人)、共生/共に生きる杉並(1人)、杉ク/区政杉並クラブ(1人) *新会派結成により、自ク/自民と区政クラブ(2人)

意見書

第1回臨時会で次の意見書を可決し、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に提出しました。

障害者総合支援法案に「骨格提言」を最大限反映させることを求める意見書

【提出先】
 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(防災・新しい公共)、男女共同参画、財務大臣、厚生労働大臣

【内容】
 平成22年1月より障害者及び関係者が過半数参加した「障がい者制度改革推進会議」が開催され、平成23年8月5日に改正障害者基本法が施行された。また、その下に障害者、家族、事業者、自治体首長、学識経験者55名からなる「総合福祉部会」がおかれ、8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(以下「骨格提言」)が会の総意としてまとめられ、内閣府特命担当大臣に提出された。

その後、厚生労働省が法案化を進めてきたが、平成24年2月8日に示された法案は、「骨格提言」が十分に反映された内容になっていないと言えない。その後いくつかの修正がなされたうえで、これまでの「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」と改める法案が3月13日に国会に提出され、4月26日に衆議院本会議で修正の上可決され、現在参議院において審議中と聞いている。議論を経て修正を重ねる中で、法案は改善されていると受け止めているが、「骨格提言」を反映させる余地はなお残されていると認識している。よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、左記について要望する。

一 障害者総合支援法案に「骨格提言」を最大限反映させること。
 二 障害者施策の前進にあたっては、地方自治体の財源の確保について十分に配慮すること。

平成24年5月30日

請願・陳情

【趣旨採択】

◇「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の内容を生かした「仮称障害者総合福祉法」の制定を求める意見書の提出に関する陳情(24陳情第6号)

◇「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に沿った障害者総合福祉法(仮称)の制定を求める意見書の提出に関する陳情(24陳情第7号)

◇「学校希望制」の見直しを求めることに関する陳情(24陳情第9号)

◇「学校希望制」の見直しを求めることに関する陳情(23陳情第49号)

情報公開推進委員会

(平成24年5月30日)

委員長 島田 敏光	職務代理 富本 卓
委員 渡辺富士雄	委員 小川宗次郎
委員 原田あきら	委員 小松 久子

広報委員会

(平成24年6月12日)

委員長 川原口宏之	委員長 山本あけみ
委員長 大和田 伸	委員 富田 たく
委員 けしげ誠一	

区議会の役割

わたしたちが生活している杉並区を、安心して心豊かに過ごせるまちにしていきたいためには、区が行う仕事を、そこに住む皆さんが自分たちで考え、自分たちで実行していくことが大切です。これを地方自治といいますが、民主主義のもっとも基本的な考えです。

しかし、区民全員が区政に直接参加することは困難です。そこで代表を選挙で選び、その代表が集まって、区の子算やきまり(条例)を決め(議決)ています。

区議会の仕事

【議決】
 会議(本会議)を開いて、議会の意思を決定することを議決(議決)ています。

【議決事項】
 ① 条例を設ける、改める、廃止すること。
 ② 予算を定めること。
 ③ 決算を認定すること。
 ④ 区の税金を割りあて、それを集めることに関する事。
 ⑤ 分担金、使用料、加入金、手数料を集めることに関する事。
 ⑥ 予定金額1億5千万円以上の工事やものをつくる契約を結ぶこと。
 ⑦ 区の財産(土地や建物など)を交換したり、譲り渡したり、貸したりすること。
 ⑧ 不動産を信託すること。
 ⑨ 予定価格4千万円以上の不動産・動産の取得や処分(土地は1件5千㎡以上)をすること。
 ⑩ 使いみちが指定された寄附や贈与を受けること。
 ⑪ 法律や政令、条例で決めていることを除いて、区の持つ権利を手放すこと。
 ⑫ 区の施設を長い期間、独占的に利用させること。
 ⑬ 区が審査請求や不服の申し立てを行ったり、訴えを起こしたり、和解、あつせん、調停、仲裁に関する事。
 ⑭ 法律で区に義務づけられた損害賠償の額を定めること。
 ⑮ 区内の公共的な団体などの活動を総合的に調整すること。
 ⑯ このほか法律や政令、条例により区議会の権限に属すること。

【選挙・選任同意】
 議長や副議長、選挙管理委員会委員などを選挙で選んだり、区長から提出される副区長、教育委員会委員、監査委員などの人事案件に同意するかどうかを決めます。

【区政のチェック】
 区の仕事が正しく行われているかを調査し、報告を求めることが出来ます(調査権)。また、区の仕事の進め方や金銭の出し入れを検査したり(検査権)、監査委員に監査を請求し(監査請求権)、実情を調べて報告してもらいます(説明要求、意見陳述権)。

【意見書・要望書の提出、決議】
 区民の暮らしに関する問題であっても、区の方だけでは解決できないことがあります。このような場合には、区議会の意思を「意見書」「要望書」として関係機関に提出し、その解決を求めていきます。

また、議会の意思を表明するために決議を行うこともあります。

【定例会と臨時会】
 定例会は、条例に基づいて毎年2月、6月、9月、11月の4回開いています。

議員の定数
 議員の定数は、地方自治法により区の条例で定めるところとされています。

本区は、平成14年に杉並区議会議員定数条例の一部を改正し、定数を48人としました。この定数は、平成15年の区議会議員選挙から適用しています。

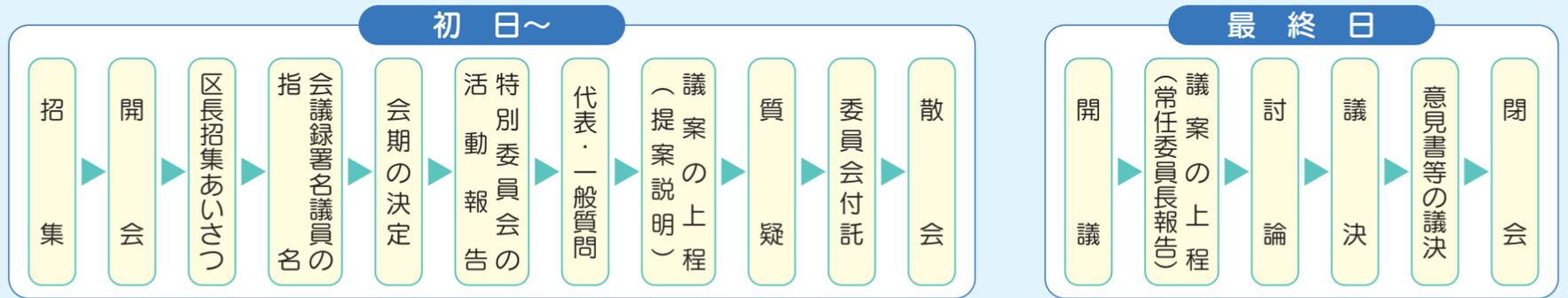
議長・副議長の役割
 議長と副議長は、議員の中から

本会議の進め方

はじめに区長の招集のあいさつなどがあり、その後、一般質問が行われます。質問終了後、議案が上程され、委員会に付託されます。この委員会付託まで、4日間程度にわたって本会議が開かれます。

最終日は、審査を付託された委員会からの審査結果の報告をうけた後、採決を行い、議会の意思を決定します。

なお、2月の定例会では、区長の予算編成方針に対する各会派の代表質問が行われます。

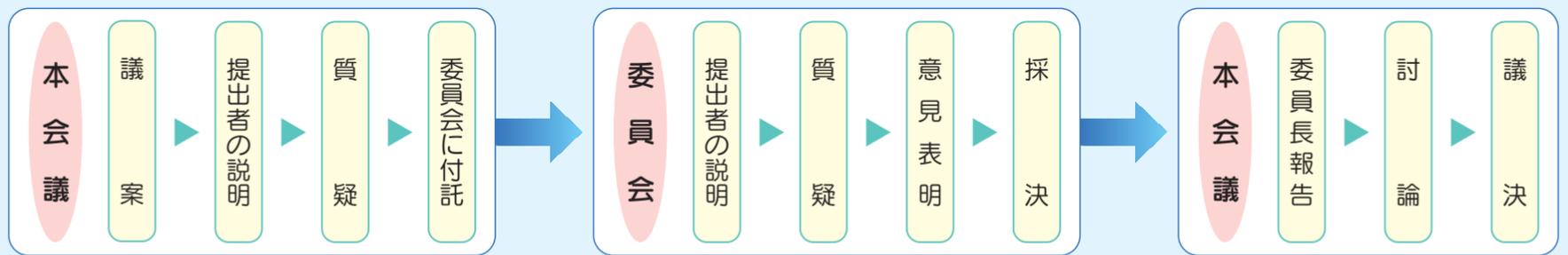


議案が議決されるまで

議会で審議する案件を議案といい、これを提出できるのは、区長、委員会、議員です。ただし、予算や区の局や部の設置、副区長の選任同意などは区長でなければ提出できません。また、議員が提出するには、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要です。

提出された議案は、本会議で提出者から提案説明を受けた後、関係する委員会に付託します。ただし、人事案件など、議案によっては委員会付託を省略して本会議で即決することもあります。

委員会の審査が終わった議案は、委員長からその結果が議長に報告され、本会議で議決を行います。



常任委員会・特別委員会の仕事

杉並区議会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が設置されています。議員は、必ず一つの常任委員会の委員になることが義務づけられており、任期は、特別委員会を除き1年となっています。委員会の受け持つ事項は下記の通りです。(委員会構成は4頁に掲載)

◇常任委員会

総務財政委員会	政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管事項に属さない事項 ○区政の総合的な計画や調整に関する事 ○予算やその他の財政に関する事 ○財産の取得や建築工事などの契約の事 ○危機管理及び防災に関する事 など
区民生活委員会	区民生活部及び農業委員会に関する事項 ○区税や戸籍、住民登録に関する事 ○地域活動の推進に関する事 ○商工業、農業、消費生活に関する事 ○文化振興、都市交流、男女共同参画に関する事 など
保健福祉委員会	保健福祉部に関する事項 ○健康都市杉並の推進に関する事 ○高齢者、障害者、児童の福祉に関する事 ○青少年の健全育成に関する事 ○国民健康保険、国民年金、介護保険に関する事 など
都市環境委員会	都市整備部及び環境部に関する事項 ○まちづくりに関する事 ○みどりの育成・保護に関する事 ○道路、公園、河川に関する事 ○生活環境の整備に関する事 など
文教委員会	教育委員会に関する事項 ○区立小・中学校に関する事 ○文化財に関する事 ○スポーツ、生涯学習に関する事 ○図書館、科学館に関する事 など

◇議会運営委員会

議会運営委員会	○会期や日程など議会の運営に関する事 ○会議規則や委員会条例に関する事 など
---------	---

◇特別委員会

災害対策特別委員会	○災害対策に関する調査
道路交通対策特別委員会	○自転車、外環道路、放射第5号線、南北交通及び新交通システムに関する調査
清掃・エネルギー対策特別委員会	○清掃・リサイクル事業及びエネルギー問題に関する調査
議会改進黨特別委員会	○議会基本条例の制定及び議会のあり方に関する調査

お知らせ

◆新会派結成 (5月30日付)
自民と区政クラブ(自く)
所属議員(2名)五十音順
岩田いくま・藤本なおや

◆住所・電話番号変更
山下かずあき議員(民社)
下井草 4-17-20-303
6762-10357

臨時会は、必要に応じて開きます。区議会の招集は区長が行いますが、議長や議員定数の4分の1以上の議員から招集の請求があったときは、区長は議会(臨時会)を招集しなければなりません。

【本会議】
全議員が議場に集まって会議的に審査するのが委員会です。

【委員会】
議案や請願・陳情などを實質的に審査するのが委員会です。

臨時会は、必要に応じて開きます。区長などへの質問を行い、区議会の意思を決めます。会議時間は、午後1時から5時までと定められていますが、繰り上げて開いたり、時間を延長することもあります。

区の仕事は、多種多様で内容も複雑なため、部門ごとに分かれて専門的に検討したほうが効率もよく、また深く議論ができるからです。委員会には、常設の常任委員会、議会運営委員会と、必要に応じて設置される特別委員会があります。

